

【参考：マニュアル関係部分（外眼部及び眼球附属器）抜粋】

9. 眼

9-1 外眼部及び眼球附属器

2. 不適合状態

2-4 オルソケラトロジーによる矯正

3. 検査方法及び検査上の注意

3-1 検査に当たっては、自覚症状、既往歴等について十分に問診すること。

3-2 初回の航空身体検査は、細隙灯顕微鏡を用いて検討を行うこと。初回以降は、必要に応じて細隙灯顕微鏡を実施すること。

10. 視機能

10-1 遠見視力

2. 不適合状態

2-2 オルソケラトロジーによる矯正

4. 評価上の注意

オルソケラトロジー又は屈折矯正手術の既往歴のある者については、9. 眼、9-1 外眼部及び眼球附属器を参照のこと。